

# 特定非営利活動法人個体群生態学会 規則集

## 入会及び会費規則

- 第 1 条 特定非営利活動法人個体群生態学会（以下「本法人」）の入会及び会費については、本法人の定款に定められたことのほかは、この規則による。
- 第 2 条 本法人の会員になろうとする者は、入会申込書に、所定の事項をすべて記入し、当該年度の会費を添えて、本法人事務局に提出しなければならない。
- 第 3 条 入会に際し、国内に在住する入会希望者は、正会員、賛助会員のいずれかから会員資格を選択するものとする。ただし、団体としての入会希望者は、賛助会員の会員資格を選択するものとする。
- 第 4 条 この法人の会員の種別に、永年会員、海外会員の種別を設ける。
- 永年会員は、この法人に功労のあった者で、会員歴 30 年以上かつ 65 歳以上で、理事会において推薦された個人とする。
  - 海外会員は、海外に在住する個人で入会を希望するものとする。
- 第 5 条 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 第 6 条 会費は当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。
- 第 7 条 会費は、年額を分割して納入することができない。
- 第 8 条 本法人の会員の会費は、次に掲げる額とする。

会員種別	入会金	年会費	議決権
国内正会員（一般）	0 円	7,500 円	○
国内正会員（学生）	0 円	2,000 円	○
海外会員	0 円	2,000 円	×
永年会員	0 円	0 円	○
賛助会員（個人）	0 円	一口 20,000 円	×
賛助会員（団体）	0 円	一口 20,000 円	×

- 第 9 条 本法人では所得の少ない正会員（一般）のために、以下の要件をすべて満たす場合には、本人の申請に基づいて翌年度の年会費を正会員（学生）と同額にする措置を実施することができる。
- 40 歳未満（毎年 1 月 1 日時点）
  - 年間所得が 200 万円以下
  - 申請時点で当該年度の学会費が納入済である事
  - 毎年度申請する事
- 第 10 条 学会を退会した後に再入会を希望するものについては、過去に会員としての権利を行使した期間の会費を全て納入した場合についてのみ、再入会を認める。
- 第 11 条 この規則の改訂は総会の承認を得なければならない。

## 附 則

- この規則は、平成 26 年 10 月 11 日から施行する。

## 役員規則

### (適用)

第 1 条 特定非営利活動法人個体群生態学会(以下「本法人」)の役員は、本法人の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任される。

### (推薦会議)

第 2 条 選挙監理員委員会によって構成される推薦会議は、総会に先立ち、正会員の投票による理事候補者 12 名及び理事兼副会長候補者 1 名を選出する選挙を行う。

### (理事及び監事の選任)

第 3 条 理事は、総会の決議によって選任する。理事の選任にあたっては、推薦会議から推薦のあった理事候補者を参考とすることができる。

2. 監事は、総会の決議によって選任する。総会の選任決議に先立ち、理事会は、2 名以内の正会員を監事候補者として総会に推薦することができる。

### (副会長の選任)

第 4 条 副会長は、理事会において理事が互選によって選任する。副会長の選任にあたっては、総会から推薦のあった理事兼副会長候補者を参考とすることができる。

2. 総会の決議により、理事兼副会長候補者を理事会に推薦することができる。総会は理事兼副会長候補者の選任にあたっては、推薦会議から推薦のあった理事兼副会長候補者を参考とすることができる。
3. 任期中に副会長に欠員が生じた場合には、理事兼副会長候補者の選挙における次点者を副会長候補者として理事会に推薦することができる。

### (会長の選任)

第 5 条 会長は、理事会において理事が互選によって選任する。

2. 会長の任期は 2 年とし、再任は認めない。
3. 会長の選任にあたっては、任期を満了した副会長を充てることができる。
4. 任期中に会長に欠員が生じ、選任された会長の任期は前任者の任期の残存期間とする。この場合に限り、残存期間が 23 か月以内のとき再任が認められる。

### (専務理事の選任)

第 6 条 若干名の専務理事を理事会によって選任する。専務理事の選任にあたっては、会長からの推薦のあった専務理事候補者を参考とすることができる。

### (役員任期)

第 7 条 理事の任期は、1 期 2 年とし、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任は妨げない。ただし、会長、副会長、専務理事、及びそれらの候補者を除き連続 3 選を禁ずる。

2. 監事の任期は、1 期 2 年とし、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。また再任を妨げない。
3. 専務理事の任期は、1 期 2 年とし、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。また再任を妨げない。

### (役員選挙)

第 8 条 選挙の施行に関する事務は選挙管理委員会(以下「選管委」と略記)の審査を経るものとする。

2. 選管委の委員は、会長が理事会の議を経て委託する。
3. 選管委の任期は、2年とする。
4. 理事兼副会長候補は単記、その他の理事は12名の連記(いずれも無記名)の投票で同時に行う。
5. 副会長候補者の選挙においては、同票の時には高齢者を当選とする。理事候補者の選挙の場合には、下位同票のときには役員未経験者、若年者の順で当選とする。
6. 選挙は前任者の任期満了の事業年度に行う。

(規則の改定)

第9条 この規則の改訂は総会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、平成26年10月11日から施行する。

(平成27年10月11日に変更)

(平成29年10月13日に変更)

#### 理事会規則

第1条 この規則は、特定非営利活動法人個体群生態学会(以下「本法人」)における理事会に関する組織・運営等について定め、理事会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 理事会は会長が必要に応じて招集する。

第3条 理事会は、理事の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第4条 理事会の議決を要する事項について、日程的都合等により理事会を開催することが困難であると理事長が判断した場合は、「持ち回り理事会(メール審議)」にて審議を行うことができる。持ち回り理事会は、定められた期限までに理事の過半数の回答者数があることを成立の条件とする。

第5条 持ち回り理事会の議決は、理事総数の過半数により決するものとし、可否同数の場合は会長が決定する。

第6条 この規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、平成26年10月11日から施行する。

#### 特定非営利活動法人個体群生態学会英文誌編集委員会 規則

第1条 この規則は、特定非営利活動法人個体群生態学会(以下「本法人」)における英文誌(Population Ecology)編集委員会に関する組織・運営等について定め、編集委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 本法人の事業を円滑に遂行するため、編集委員会を置く。

2. 編集委員会の編集委員長、副編集委員長、および委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3. 編集委員長、副編集委員長、および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 第 3 条 編集委員会は、Population Ecology の編集事務を行う。
2. 編集委員会は編集委員長、副編集委員長、編集委員、編集補佐で構成する。
  3. 副編集長、編集委員、および編集補佐の人数は必要に応じて決めることができる。

第 4 条 この規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、平成 26 年 10 月 11 日から施行する。

## 学会大会規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人個体群生態学会(以下「本法人」)が開催する学術集会である年次大会(以下「大会」)について必要な事項を定める。大会は個体群生態学の振興に寄与するためにその研究成果を発表する場とするとともに生態学研究者の交流の場を広く提供することを目的とする。

(名称)

- 第2条 大会の名称は「特定非営利活動法人個体群生態学会大会」とする。
2. 本法人の成立に伴い、大会実施に関する円滑な移行を図るために、以下の条項を適用する。
    - ① 大会の回数については、1963 年に開催された大会を第 1 回とし、法人成立後も開催ごとに回数を加える。
    - ② 各大会の名称は回数を冠して、「第 30 回 特定非営利活動法人個体群生態学会大会」などとし、略称を「PES30」などとする。

(周期)

第3条 大会は年 1 回開催する。

(運営)

第4条 大会は本規則第 10 条で定める大会実行委員会(以下「実行委員会」)によって運営される。

(開催地)

- 第5条 大会の開催地は、理事会の議を経て総会で決定する。
2. 大会会場は実行委員会が定め、理事会の承認を得る。

(日程)

第6条 大会日程は実行委員会が定め、理事会の承認を得る。

(参加費)

第7条 大会参加費と懇親会費は実行委員会が定め、理事会の承認を得る。

(行事)

- 第8条 大会開催期間中に以下の各号に掲げる行事を実施する。
1. 本法人会員(以下「会員」)による学術論文の一般講演(ポスター発表あるいは口頭発表)
  2. シンポジウムをはじめとする研究集会
  3. 定時総会(以下「総会」)
  4. 定時理事会
  5. 本法人が定める各賞の授与式
  6. 懇親会
  7. その他、総会が必要と認めたもの

(参加者、発表者)

第9条 大会には本大会の目的を理解し、所定の手続きを経たすべての者が参加できる。会員資格

は問わない。

2. 一般講演、研究集会（以下、一般講演と研究集会を合わせて「学術セッション」という）の論文発表者は、会員に限る。ただし、実行委員会が認めた場合、発表者の会員資格は問わない。

（大会実行委員会）

第10条 大会開催の準備および運営のため、大会実行委員会を組織する。

2. 大会実行委員長は学会会長が推薦し、理事会で承認を得る。
3. 大会実行委員は、大会実行委員長により組織される。
4. 大会実行委員会は、会場管理・会計事務等大会運営に必要な事項を担当する。

（会計）

第11条 大会の会計は本法人会計の事業関係経費として処理される。

（参加者の義務）

第12条 大会参加者は大会参加費を支払わなければならない。ただし、実行委員会が認めた場合、大会参加費の支払いは免除される。大会参加者は「大会規則」・「注意事項」等の大会運営に関わる諸規定を遵守しなければならない。

（退場）

第13条 実行委員会委員長あるいは学会会長が大会の運営に支障をきたすと判断した場合は、参加者に大会会場からの退去を求めることができ、過去に退去を求められた者の大会への参加を拒否することができる。

（プログラム、要旨集）

第14条 大会実行委員会はプログラムおよび要旨集を編集する。プログラムおよび要旨集の著作権は本法人に帰属する。投稿された原稿に、公序良俗に反する内容が含まれると判断した場合、実行委員会は著者に内容の修正を求めることができる。著者が修正に応じない場合は掲載を差し止めることができる。

（改正）

第15条 この規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、2014年第30回大会から適用する。

## 奨励賞規則

第1条 個体群生態学会奨励賞は、本学会員もしくは会誌に論文を掲載した者で、個体群生態学の優れた業績を挙げた若手研究者に授ける。受賞者は、自薦による応募者もしくは本学会員により推薦された者の中から、以下に述べる選考を経て選ばれる。なお、受賞は原則として毎年1名とする。

第2条 個体群生態学会奨励賞候補者を選考するため、個体群生態学会奨励賞選考委員会（以下委員会）を設ける。

第3条 委員会の委員は5名とする。委員は理事会での協議により個体群生態学会学会員の中から選出する。委員長は委員の互選により定める。委員の任期は2年とし、1年毎に2ないし3名を改選する。ただし任期満了後2年間は再選されることができない。

第4条 委員会は応募書類をもとに受賞候補者を絞り、受賞候補者を理事会に推薦する。理事会は、推薦された受賞候補者を審議し、受賞者を決定する。

第5条 受賞者の決定は、授賞式が行われる3ヶ月前までに行う。

第6条 授賞式は大会において行い、受賞者には賞状を贈呈する。

第7条 受賞者は、原則として、その授賞式が行われる大会において記念講演し、その内容を本学会の会誌に総説として投稿する。

第8条 この規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、平成26年10月11日から施行する。

#### 旅費規則

(総則)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人個体群生態学会役員・委員及び会長が認めた者(以下「役員等」という)が会務のため出張する場合に支給する旅費について定める。

第2条 旅費、宿泊費については、その原資は会員の年会費であることを自覚し、できるだけ経費を削減する努力をする。

(交通費の算定)

第3条 鉄道、船舶、航空の利用については、実費支給を原則とする。

2. 鉄道の座席指定券を必要とする場合は、その料金を支給する。その際、片道10,000円以上の鉄道運賃・航空運賃の支給にあたっては、領収書(費用を支払ったことがわかる証明書)の提出を求める。

(宿泊費および日当の算定)

第4条 宿泊料は、職務遂行のため必要な場合旅行中の泊数に応じ、1泊10,000円を上限とした実費を支給する。

第5条 1日あたり1,000円の日当を支給する。

(パック料金の取扱い)

第6条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等で、交通費、宿泊費毎の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。その際、領収書(費用を支払ったことがわかる証明書)の提出を求める。

(協議処理)

第7条 国際会議等による海外への代表者派遣等の特別な場合で、本規則により処理できないときは、その都度、会長及び業務執行理事が協議して決議する。

(海外からの招聘)

第8条 海外からの招聘者(日本人を含む)の交通費については、第3条に倣って支給する。また、宿泊費については、5泊分までを上限として実費を支給する。

第9条 この規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、平成26年10月11日から施行する。

#### 研究助成・賞への学会推薦に関する規則

第1条 個体群生態学会の会員が各種の研究助成・賞に応募するにあたって、学会推薦を求める場合、学会は以下の基準・確認に基づき、その手続きを行う。

2. 応募(申請)内容が個体群生態学会として評価できるものであること。これについては、必要に応じて関連分野の会員のコメントに基づき、理事会が判断する。
3. 応募内容に関連する研究成果が個体群生態学会で応募者により発表されていることが望ましい。これについては、2.の評価や推薦枠以上の応募がある場合の順位づけにおいて考慮するものとする。
4. 助成を受け、その研究成果を公表する場合は個体群生態学会の出版物あるいは大会で行くこと。
5. 応募書類(申請書)は、原則として、応募締め切りの30日前までに学会事務長に提出すること。理事会は、審査を締切10日以上前に終わらせ、本人に結果を通知することとする。
6. 申請者は採択の結果について、理事会に速やかに報告すること。

第2条 推薦枠以上の応募がある場合は、関連分野の会員（複数）による審査を行う。これに基づき、理事会は推薦順位を付け、上位から推薦枠内の応募を推薦する。

第3条 この規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、平成 26 年 10 月 11 日から施行する。

#### Population Ecology 論文賞規則

第1条 Population Ecology 論文賞は、特定非営利活動法人個体群生態学会が発行する英文誌 (Population Ecology) の各巻（年 4 号）に掲載された論文の中から、特に優れた論文 5 編程度について、それらの論文および著者を表彰するものである。

第2条 Population Ecology 論文賞の選考は編集委員会が行う。選考方法については、別に定める。

第3条 受賞者の決定は、授賞式が行われる 3 ヶ月前までに行う。

第4条 授賞式は大会において行い、受賞者には賞状を贈呈する。

第5条 この規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

#### 学会大会ポスター賞規則

第1条 本法人は、若手研究者を奨励するために、大会で優秀なポスター発表を行った若手会員に学会大会ポスター賞（以下「ポスター賞」という）を授けることができる。

第2条 ポスター賞の選考は大会実行委員会が行う。選考方法については別に定める。

第3条 授賞式は大会において行い、受賞者には賞状を贈呈する。

第4条 この規則の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。